

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年7月24日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人ピアールピィきょうと

(2) 代表者の氏名

山本 幸博

(3) 主たる事務所の所在地

京都市右京区常盤窪町18 にしがきビル2階

(4) 定款に記載された目的

本会は、効率化一辺倒の経済社会に疑問を持ち、精神的によりゆとりあるゆるやかな地域社会の創造を願う会員の相互協力により、演劇など多様な表現活動を通じた精神障害者の国内外を含めた幅広い社会参加の促進を行う。また、精神保健福祉に関する幅広い調査研究および啓発活動を通じて、不特定多数の市民・団体等を対象に助言または支援・協力を行い、次世代の人材育成を推進し、もって福祉、社会教育、健全なまちづくり、文化・芸術の振興、人権擁護、国際協力等の公益の増進に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成24年7月10日

(文化市民局地域自治推進室)